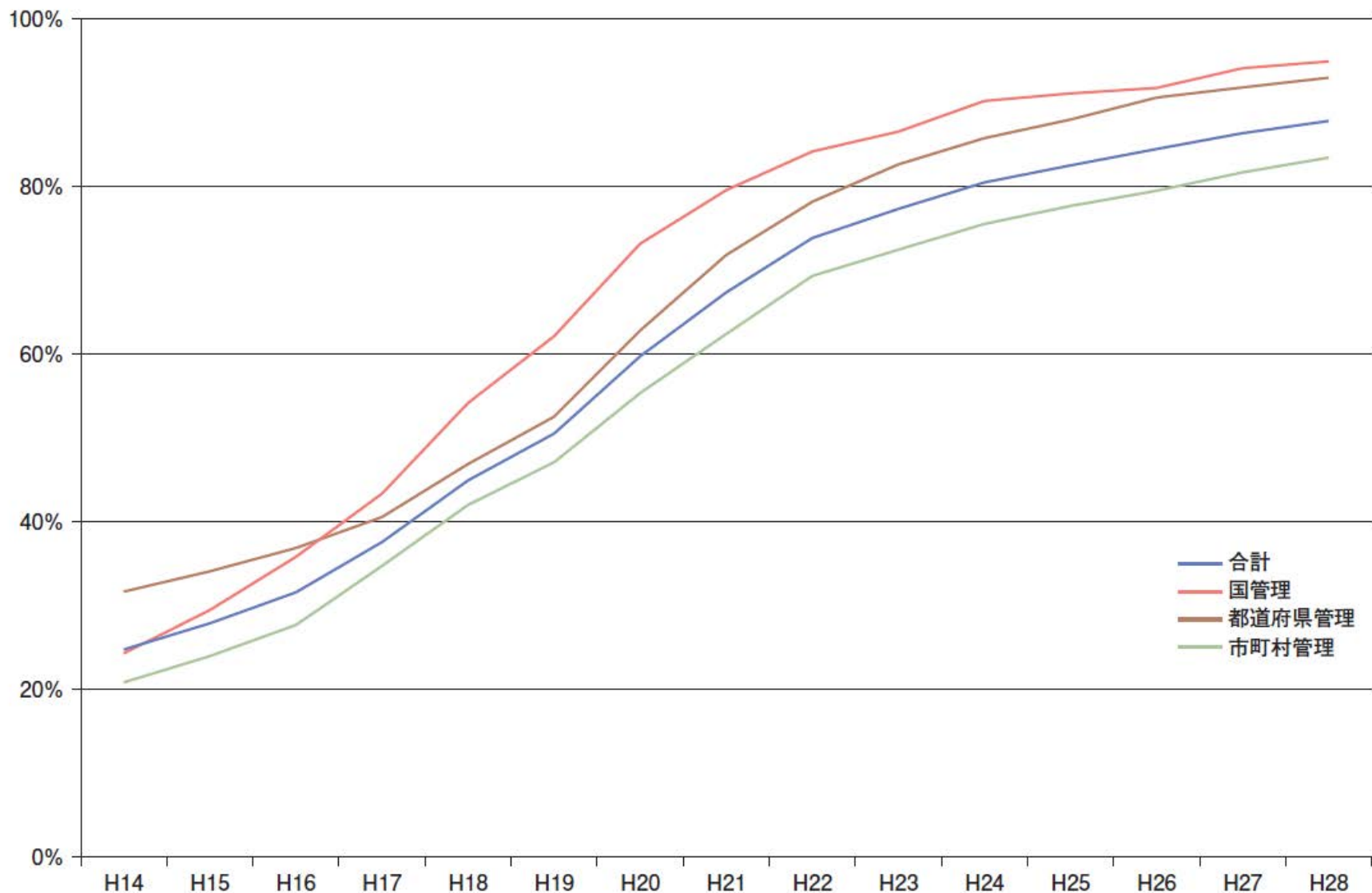


■ 図表5-9 特定道路のバリアフリー化状況



注：特定道路（※バリアフリー法施行令第2条より）

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。

資料：国土交通省